

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準への意見募集結果報告

募集方法及び結果は次のとおりです。

- 1 募集期間 平成 26 年 6 月 16 日（月）～平成 26 年 7 月 15 日（火）
- 2 提出方法 ファクシミリ（1 人）
- 3 意見件数 2 件
- 4 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>① 小規模保育A型の保育士の配置基準（0歳児3：1、1歳児6：1、3歳児20：1、4・5歳児30：1）を改善できないか。</p> <p>② 小規模保育C型の職員（家庭的保育者）の配置基準（0～2歳児3：1）を改善できないか。</p>	<p>小規模保育A型の保育士の国の配置基準は、0歳児3：1、1・2歳児6：1に加え、1名を配置したうえで、常時2名を下回らないこととされています。</p> <p>保育所の保育士の国の配置基準については、0歳児3：1、1歳児6：1、3歳児20：1、4・5歳児30：1となっており、その他の条件に応じて加配されることになっております。</p> <p>小規模保育A型の保育士の国の配置基準は、年齢ごとの配置基準に1名を加配していますので、国の基準に準拠することとします。</p> <p>また、小規模保育C型は、定員が6人以上、10名以下となっており、職員の国の基準は、0～2歳児3：1となっていますが、家庭的保育補助者を置く場合は5：2とされていますので、国の基準に準拠することとします。</p> <p>なお、小規模保育の場合は、地域型保育給付の対象児童は3歳未満児とされていることから、3歳以上児の保育は、現実的には実施されないものと思われま</p>
2	<p>家庭的保育の保育従事者については、市町村長が行う研修を修了した者となっているが、保育の質に不安がある。仕事として働く人も現われるのではないか。</p>	<p>家庭的保育者・家庭的保育補助者の研修の内容は、国が定めることとなっています。</p> <p>家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士や、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者、家庭的保育補助者は、市町村長が行う研修を修了した者とされますが、この研修は、専門機関への委託などを想定しています。</p> <p>所要の研修を修了することで、保育の質は担保できるものと思われ、また、特に女性の社会進出に資するものと思われま</p>